

1. 件名:「日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請及び保安規定変更認可申請に係る面談」

2. 日時: 令和2年1月29日(水) 13:30~14:30

3. 場所: 原子力規制庁9階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

日本核燃料開発株式会社 保安管理部長 他2名

5. 要旨

(1) 日本核燃料開発株式会社(以下「NFD」という。)から、令和元年11月28日付けで提出のあった核燃料物質使用変更許可申請及び令和元年12月20日付けで提出のあった保安規定の変更認可申請の一部補正について、以下の説明を受けた。

- 前回の面談時にコメントがあった気体加圧型内圧負荷装置の誤操作の防止については、装置の安全機能を明確化するため、誤操作によってガスを入れすぎてしまったとしても、安全弁が働いて過剰なガスを外部へ逃がすため、設定された値以上には加圧されない旨の記載を追加する。
- 放射線業務従事者の被ばく線量評価について、前回面談時のコメントを踏まえ、作業の実態に則した評価に見直しを行った。年間 2,000 時間の作業時間を想定していたが、実績は1年間のうち上半期は実験・研究の計画立案が主業務であり、核燃料物質を取り扱う作業は下半期に集中することが多いため、年間 1000 時間の作業時間を想定して評価する内容に補正する。
- 保安規定については、試料用保管庫の負圧維持に係る事項を巡視・点検項目へ追加して再補正を行う予定である。

(2) 原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- 誤操作の防止に係る説明では、事前の実験計画書の作成及び実験本番前のテストを行うことで誤操作の防止が可能である旨の説明を加えること。
- 補正の提出については速やかに行うこと。

(3) NFDから、適切に対応する旨の発言があった。

6. 配布資料

なし